

定 款

2020年 6 月

日鉄ソリューションズ株式会社

第1章 総 則

(商号)

第1条 本会社の商号は、日鉄ソリューションズ株式会社とする。
英文では NS Solutions Corporation と表示する。

(目的)

第2条 本会社の目的は、次の事業を営むこととする。

1. 経営及び情報システムに関するコンサルティング
2. 情報システムに関する企画、設計、開発、構築、保守、運用及び管理
3. 情報システムに関するソフトウェア及びハードウェアの開発・製造、販売及び賃貸
4. IT(情報技術)を用いたアウトソーシングサービスその他の各種サービス
5. 情報システムに関する調査、研究及び教育
6. 労働者派遣事業
7. 電気工事業及び電気通信工事業
8. 前各号に関連又は付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 本会社の本店の所在地は、東京都港区とする。

(公告方法)

第4条 本会社は、電子公告を公告方法とする。

② 本会社は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載する方法を事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 本会社が発行することができる株式の総数は、423,992,000株とする。

(単元株式数)

第6条 本会社が発行する株式について、100株をもって株主が株主総会において1個の議決権を行使することができる1単元の株式とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 本定款に定める権利
3. 株主に割当てを受ける権利を与える募集株式の割当てを受ける権利
4. 株主に割当てを受ける権利を与える募集新株予約権の割当てを受ける権利

(単元未満株主の売渡請求)

第8条 単元未満株式を有する株主は本会社に対してその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

第3章 株 主 総 会

(定時株主総会の招集)

第10条 定時株主総会は、毎事業年度(毎年4月1日から翌年3月31日まで)の終了後3ヶ月以内に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第11条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、3月31日とする。

(議長)

第12条 取締役社長が株主総会の議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示)

第13条 本会社は、株主総会の招集の通知に際して、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従い、電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置をとることにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項各号に規定する株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

(議決権の不統一行使)

第16条 議決権を統一しないで行使する株主は、株主総会の日の3日前までに、本会社に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を、書面により、通知しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 本会社の取締役は、10名以内とする。

(選任)

第18条 取締役を選任する株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会)

第20条 本会社は、取締役会を置く。

(取締役会の招集)

第21条 取締役会は、取締役社長が招集する。

- ② 取締役会を招集する者は、取締役会の日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対してその通知を発する。

(取締役会の決議の省略)

第22条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(責任免除)

第23条 本会社は、取締役の任務を怠ったことにより、取締役が本会社に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として取締役会の決議によってその責任を免除することができる。

- ② 本会社は、取締役の任務を怠ったことにより、取締役(業務執行取締役等である者を除く)が本会社に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度としてその責任を免除する旨の契約を当該取締役と締結することができる。

第5章 執行役員

(執行役員)

第24条 本会社は、取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を置くことができる。

第6章 監査役、監査役会及び会計監査人

(監査役)

第25条 本会社は、監査役を置く。

(員数)

第26条 本会社の監査役は、5名以内とする。

(選任)

第27条 監査役を選任する株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(補欠として選任された監査役の任期)

第28条 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会)

第29条 本会社は、監査役会を置く。

(監査役会の招集通知)

第30条 監査役会を招集するには、監査役は、監査役会の日の3日前までに、各監査役に対してその通知を発する。

(責任免除)

第31条 本会社は、監査役の任務を怠ったことにより、監査役が本会社に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として取締役会の決議によって、その責任を免除することができる。

- ② 本会社は、監査役の任務を怠ったことにより、監査役が本会社に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度としてその責任を免除する旨の契約を監査役と締結することができる。

(会計監査人)

第32条 本会社は、会計監査人を置く。

第7章 計 算

(剰余金の処分等の決議)

第33条 本会社は、自己の株式の取得、準備金の額の減少及び剰余金の処分に関する会社法第459条第1項各号に定める事項を取締役会が定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 本会社の剰余金の配当の基準日は、3月31日、9月30日及びその他取締役会が定める日とする。

(配当金の除斥期間)

第35条 剰余金の配当財産が金銭である場合において、金銭の交付の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れるものとする。

附 則

第3条（本店の所在地）の変更は、2020年6月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則は本店移転の効力発生日経過後に削除する。

昭和55年10月	1日	制定	
昭和62年	6月25日	改正	
昭和63年	1月22日	改正	
昭和63年	2月	1日	改正
昭和63年	3月28日	改正	
平成3年	3月25日	改正	
平成6年	3月	4日	改正
平成6年	6月28日	改正	
平成8年	2月23日	改正	
平成9年	8月26日	改正	
平成10年	9月29日	改正	
平成13年	4月	1日	改正
平成14年	2月12日	改正	
平成14年	6月27日	改正	
平成15年	6月25日	改正	
平成16年	6月24日	改正	
平成16年	8月19日	改正	
平成17年	6月24日	改正	
平成18年	6月27日	改正	
平成19年	6月20日	改正	
平成21年	6月19日	改正	
平成22年	1月	6日	(附則の削除)
平成24年	6月27日	改正	

平成24年10月	1日	(附則の削除)	
平成25年	6月21日	改正	
平成27年	6月19日	改正	
平成28年	1月	1日	改正
2018年	6月22日	改正	
2019年	4月	1日	(附則の削除)
2020年	6月19日	改正	